

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	可燃性ガス濃度制御系（B）のガス側系統漏えい確認試験において、試験圧力の維持が不可能であることが認められたため、漏えい箇所の特定及び原因を詳細に調査する。 本事象による外部への放射能の影響はない。 現在、プラントは定期検査中であり、当該系統の機能が要求される状態ではない。	GⅡ	9月14日公表済 (PDF134KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	480V電源盤（2SB-4C）「照明電源」を「切」操作した際、しゃ断器の動作不良が発生したため、当該電源盤を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	タービン建屋2階（非常用ガス処理装置エリア付近）の壁付きコンセントプラグ差込口に金属片の詰まりが認められたため、当該コンセントを点検・修理	GⅢ	
3	3号機	タービン建屋換気空調系非常用ディーゼル発電機（B）室入口ダンパ（2台中、1台）の点検において、同ダンパ駆動用電動機に動作不良（シャフトの固着）が認められたため、当該電動機を交換	GⅢ	
4	3号機	定期事業者検査「蒸気タービン開放検査（T2）」の検査成績書確認において、添付資料「検査体制図」の添付漏れが認められたため、対応検討（JNES指摘事項）	GⅡ	
5	3号機	主復水器細管洗浄装置（E）ボール捕集器の出入口差圧指示計に指示値不良が認められたため、当該差圧指示計を点検・調整	GⅢ	
6	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室内局所空調機用冷水配管の保温材部より結露水の床面への滴下（約40ccの水溜り、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	6号機	主タービン電気油圧式制御装置油ヒーターファン駆動用電動機（2台）の点検において、負荷側ブラケット部に亀裂が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
8	6号機	タービン補機冷却系ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、軸受ケース表面に傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
9	6号機	残留熱除去系（C系）低圧注入配管のテスト可能逆止弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	1. 9月17日再審議にてグレード変更 GⅢ→GⅡ 2. 9月28日再審議にてグレード変更 GⅡ→GⅢ
10	集中環境施設	所内蒸気エリア送風機（A）に「風量低」警報が発生し、同送風機（B）が自動起動する事象が発生するため、当該送風機（A）を点検・修理	GⅢ	
11	集中環境施設	所内蒸気系ランドリーセンタ暖房用ヒーター（A・B）用圧力調節弁のグランド部に水のじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）灰取出ボックスの清掃用空気供給ホースの破断が認められたため、当該ホースを交換	G III	
13	その他	当発電所要領「原子炉圧力容器鋼材監視業務要領」への技術基準改正内容の反映忘れが認められたため、当該「業務要領」を改訂及び対応検討	G II	